



外国税額控除を受けられる方へ

税 務 署

この説明書は…平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等において、外国税額控除の適用を受ける方のために用意したもので、外国税額控除額の計算方法や手続について説明しています。

※この説明書は、平成25年12月1日現在の法令等に基づき作成しています。

1 外国税額控除とは

居住者が、その年において外国の法令により所得税に相当する租税（以下「外国所得税」といいます。）を納付することとなる場合には、次の算式①で計算した金額（以下「所得税の控除限度額」といいます。）を限度として、その外国所得税額をその年分の所得税額から差し引くことができます。また、その外国所得税額が所得税の控除限度額を超える場合には、次の算式②で計算した金額（以下「復興特別所得税の控除限度額」といいます。）を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税額から差し引くことができます。

(算式①)

$$\text{所得税の控除限度額} = \text{その年分の所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

(算式②)

$$\text{復興特別所得税の控除限度額} = \text{その年分の復興特別所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

(注1) 「その年分の所得税額」とは、配当控除や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除などの税額控除、災害減免額を適用した後の所得税額をいいます。

(注2) 「その年分の所得総額」とは、純損失又は雑損失の繰越控除や居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除などの各種繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前のその年分の総所得金額、分離長（短）期譲渡所得の金額（特別控除前の金額）、株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（その合計額が「その年分の国外所得総額」に満たない場合には、「その年分の国外所得総額」に相当する金額）をいいます。

(注3) 「その年分の国外所得総額」とは、その年において生じた国内源泉所得に係る所得以外の所得のみについて所得税及び復興特別所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の総所得金額、分離長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（純損失又は雑損失の繰越控除を適用しないで計算した金額）をいいます。

(注4) 「その年分の復興特別所得税額」とは、基準所得税額（その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した金額をいいます。

2 外国税額控除の対象となる外国所得税の範囲

(1) 外国所得税に含まれるもの

外国所得税とは、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により個人の所得を課税標準として課される税をいい、外国又はその地方公共団体により課される次に掲げるものを含みます。

- ① 超過所得税その他個人の所得の特定の部分を課税標準として課される税
- ② 個人の所得又はその特定の部分を課税標準として課される税の附加税
- ③ 個人の所得を課税標準として課される税と同一の税目に属する税で、個人の特定の所得につき、徴税上の便宜のため、所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの
- ④ 個人の特定の所得につき、所得を課税標準とする税に代え、個人の収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税

(2) 外国所得税に含まれないもの

外国又はその地方公共団体により課される税であっても、次に掲げるものは外国所得税に含まれません。

- ① 税を納付する人が、その税の納付後、任意にその金額の全部又は一部の還付を請求することができる税
- ② 税を納付する人が、税の納付が猶予される期間を任意に定めることができる税

- ③ 複数の税率の中から税を納付することとなる人と外国若しくはその地方公共団体又はこれらの者により税率の合意をする権限を付与された者との合意により税率が決定された税のうち一定の部分（平成 23 年 6 月 30 日以後に納付することとなるものに限ります。）
 - ④ 外国所得税に附帯して課される附帯税に相当する税その他これに類する税
- (3) 外国税額控除の対象とならない外国所得税
- 外国所得税であっても、次に掲げるものは、外国税額控除の対象にはなりません。
- ① 通常行われる取引と認められない一定の取引に基因して生じた所得に対して課される外国所得税額
 - ② 資本の払戻しなど所得税法第 25 条第 1 項各号に掲げる事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額に対して課される外国所得税額（その交付の基因となったその法人の株式又は出資の取得価額を超える部分の金額に対して課される部分を除きます。）
 - ③ 居住者がその年以前の年において非居住者であった期間内に生じた所得に対して課される外国所得税額
 - ④ 居住者の所得に対して課される外国所得税額で租税条約の規定において外国税額控除をされるべき金額の計算に当たって考慮しないものとされるもの
 - ⑤ 特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額（租税特別措置法第 40 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けるものに限ります。）を課税標準として課される一定の外国所得税額
 - ⑥ 特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額（租税特別措置法第 40 条の 8 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けるものに限ります。）を課税標準として課される外国所得税額

3 外国税額控除を控除する年分

外国税額控除は、外国所得税（外国税額控除の対象になるものに限ります。以下同じです。）を納付することとなる日の属する年分の所得税及び復興特別所得税の額から控除します。ただし、継続してその納付することが確定した外国所得税額を実際に納付した日の属する年分において控除している場合には、この方法も認められます。

(注 1) 外国所得税を納付することとなる日とは、申告、賦課決定等の手続により外国所得税について具体的にその納付すべき租税債務が確定した日をいいます。一般的には、外国所得税の課税方式に応じ、それぞれ次に掲げる日となります。

- イ 申告納税方式による場合 納税申告書を提出した日(その提出した日が法定申告期限内であるときは法定申告期限)
- ロ 賦課課税方式による場合 賦課決定の通知があった日。ただし、納期が分割されている場合には、それぞれの納付すべき日
- ハ 源泉徴収方式による場合 その源泉徴収の対象となった利子、配当、使用料等（以下「配当等」といいます。）の支払の日

(注 2) 外国税額控除を適用する場合の外国所得税額については、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる外国為替の売買相場により邦貨に換算した金額によります。

- イ 源泉徴収による外国所得税 その配当等の額の換算に適用する外国為替の売買相場により換算した金額
- ロ イ以外による外国所得税 納付することが確定した日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値によります。ただし、継続適用を前提としてその確定した日の対顧客直物電信売相場によることもできます。

4 外国税額控除の繰越控除

(1) 外国所得税額が控除限度額を超える場合

居住者が各年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額及び復興特別所得税の控除限度額（1 の算式参照）と地方税の控除限度額との合計額を超える場合において、その年の前年以前 3 年内の各年の所得税の控除限度額のうちその年に繰り越される部分の金額（以下「繰越控除限度額」といいます。）があるときは、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税額から控除します。

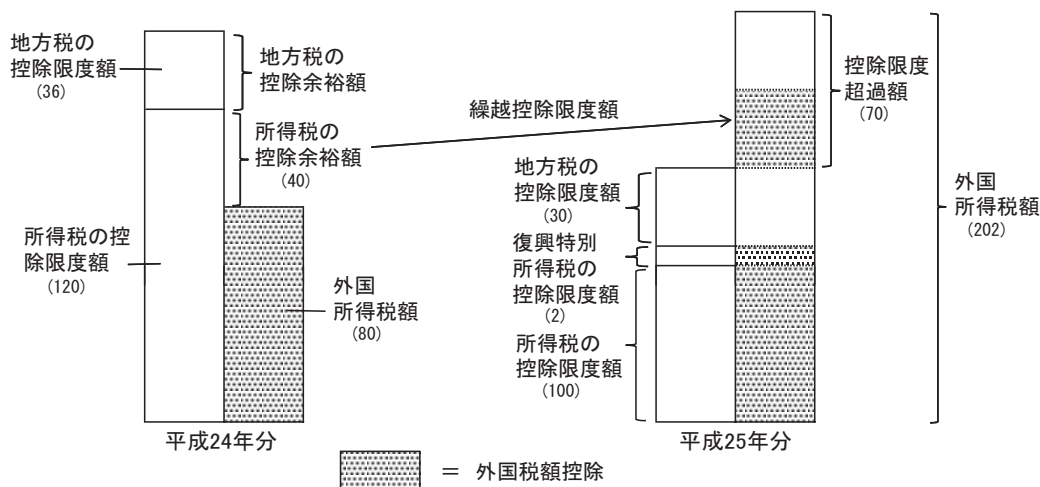
(注 1) 「地方税の控除限度額」とは、所得税の控除限度額に道府県民税（12%）、市町村民税（18%）の割合を乗じた金額の合計額をいいます。

(注2) 「繰越控除限度額」とは、その年の前年以前3年以内の各年の所得税の控除余裕額又は地方税の控除余裕額を、最も古い年のものから順次に、かつ、同一年のものについては所得税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額の順に、その年の控除限度超過額に充てるものとした場合にその控除限度超過額に充てられることとなるその所得税の控除余裕額の合計額に相当する金額をいいます。

(注3) 「所得税の控除余裕額」とは、その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額に満たない場合におけるその所得税の控除限度額からその外国所得税額を控除した金額に相当する金額をいいます。

(注4) 「地方税の控除余裕額」とは、①その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額、復興特別所得税の控除限度額を超えない場合には、その年の地方税の控除限度額に相当する金額を、②その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額、復興特別所得税の控除限度額を超え、かつ、その超える部分の金額がその年の地方税の控除限度額に満たない場合には、その地方税の控除限度額からその超える部分の金額を控除した金額に相当する金額をいいます。

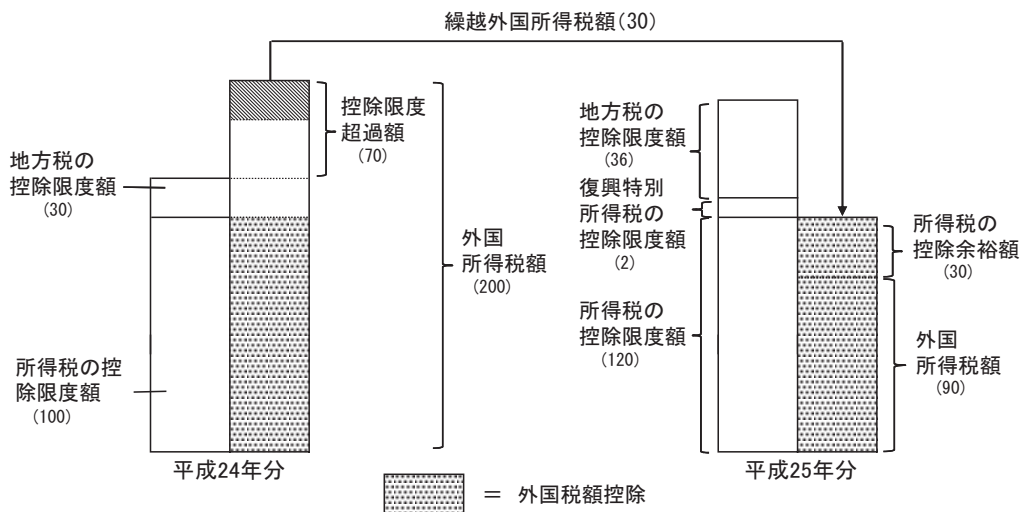
(注5) 「控除限度超過額」とは、その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額、復興特別所得税の控除限度額と地方税の控除限度額との合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額をいいます。



(2) 外国所得税額が控除限度額に満たない場合

居住者が各年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額に満たない場合において、その年の前年以前3年以内の各年において納付することとなった外国所得税額のうちその年に繰り越される部分の金額（以下「繰越外国所得税額」といいます。）があるときは、その控除限度額からその年において納付することとなる外国所得税額を控除した残額を限度として、その繰越外国所得税額をその年分の所得税額から控除します。

(注) 「繰越外国所得税額」は、その年の前年以前3年以内の各年の控除限度超過額を最も古い年のものから順次その年の所得税の控除余裕額に充てるものとした場合にその所得税の控除余裕額に充てられることとなるその控除限度超過額の合計額に相当する金額です。



5 外国所得税額に異動が生じた場合

(1) 外国所得税額が増額された場合

居住者が外国所得税額につき外国税額控除の適用を受けた場合において、その適用を受けた年分後の年分には、その外国所得税額の増額があり、かつ、外国税額控除の適用を受けるときは、増額した外国所得税額は、その外国所得税額の増額のあった日の属する年分において新たに生じたものとして外国税額控除の計算を行います。

(2) 外国所得税額が減額された場合

居住者が納付することとなった外国所得税額につき外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後7年内の各年において、その適用を受けた外国所得税額が減額された場合においてその減額されることとなった日の属する年分における外国税額控除及び所得金額の計算は、次のとおりです。

イ 外国所得税額が減額された場合には、その減額されることとなった日の属する年（以下「減額に係る年」といいます。）において納付することとなる外国所得税額（以下「納付外国所得税額」といいます。）からその減額された外国所得税額（以下「減額外国所得税額」といいます。）に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき外国税額控除を適用します。

ロ 減額に係る年に納付外国所得税額がない場合又は納付外国所得税額が減額外国所得税額に満たない場合には、減額に係る年の前年以前3年内の各年の控除限度超過額から、それぞれ減額外国所得税の全額又は減額外国所得税のうち納付外国所得税額を超える部分の金額に相当する金額を控除し、その控除後の金額について外国税額控除を行います。この場合、2以上の年につき控除限度超過額があるときは、まず最も古い年の控除限度超過額から控除を行い、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい年分の控除限度超過額から控除します。

ハ 居住者が外国税額控除を受けた年の翌年以後7年内の各年においてその控除をされるべき金額の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合には、その減額外国所得税額のうち上記イ及びロの外国税額控除の適用額の調整に充てられない部分の金額は、外国所得税額が減額された年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

6 外国税額控除を受けるための手続

外国税額控除を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下「申告書等」といいます。）に、外国税額控除の金額を記載します。

確定申告書の記載については、「税金の計算」欄の「外国税額控除」欄に、「外国税額控除に関する明細書」で計算した金額を転記します。なお、「外国税額控除に関する明細書」の「6 外国税額控除額の計算」の⑬欄に金額がある場合には、「区分」の□に「1」と記入します。

また、外国税額控除は次の書類等を申告書等に添付した場合に限り適用され、この場合に外国税額控除額として控除されるべき金額は、申告書等に記載された金額が限度となります。

- ① 外国税額控除に関する明細書
- ② 外国所得税を課されたことを証する書類
- ③ 外国の法令により課される税の名称及び金額、その税を納付することとなった日及びその納付の日又は納付予定日、その税を課する外国又はその地方公共団体の名称並びにその税が外国税額控除の対象となる外国所得税に該当することについての説明を記載した書類
- ④ 外国所得税が減額され、上記5(2)の適用がある場合には、減額に係る年において減額された外国所得税額につきその減額された金額及びその減額されることとなった日並びにその外国所得税額がその減額に係る年の前年以前の各年において控除されるべき金額の計算の基礎となったことについての説明を記載した書類
- ⑤ 上記③の税を課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類及びその税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類（納税証明書や更正決定に係る通知書、賦課決定通知書、納税告知書、源泉徴収票などを含みます。）

また、4で述べたような繰越控除限度額や繰越外国所得税額がある場合で外国税額控除の繰越控除をするときは、それらに係る年のうち最も古い年以後の各年について、その各年の控除限度額やその各年において納付することとなった外国所得税額を記載した「外国税額控除に関する明細書」と申告書等を提出し、かつ、外国税額控除の繰越控除の適用を受けようとする年分の申告書等にこれらの控除を受ける金額を記載するとともに、「外国税額控除に関する明細書」を添付する必要があります。

なお、このときの外国税額控除額として控除されるべき金額は、その各年分の申告書等に添付した「外国税額控除に関する明細書」にその各年の控除限度額やその各年において納付することとなった外国所得税額として記載した金額を基礎として計算した金額が限度となります。

7 外国税額控除を受ける方の記載例

【記載例1】

○外国税額控除に関する明細書

外国税額控除に関する明細書 (書き方については、控除の裏面を読んでください。)
(平成25年分以降用)

氏名 **国税太郎**

(平成25年分)
1 外国所得税額の内訳
○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種	納付確定日	納付日	源泉・申告(課税)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
B国	利子	源泉所得税	25.7.17	25.7.17	源泉	25.1.1 25.12.31	(外貨)2,000 220,000円	(円)2,000 22,000円
計							(外貨)2,000 220,000円	(円)2,000 22,000円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種	納付日	源泉・申告(課税)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算基礎となった年分	減額された外国所得税額
						平成 年分	(外貨) 円
						平成 年分	(外貨) 円
						平成 年分	(外貨) 円
計							(外貨) 円

④の金額が③の金額より多い場合 (同じ金額の場合を含む。)
④ 22,000円 - ③ 0円 = ⑤ 22,000円 → 6の「④」欄に転記します。

④の金額が③の金額より少ない場合
④ 円 - ③ 円 = ⑤ 円 → 2の「④」欄に転記します。

2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額	前年繰越額	④から控除すべき⑤の金額	④ - ⑤
平成 年分(3年前)	円	円	円
平成 年分(2年前)			
平成 年分(前年)			
計			

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額
本年発生額 円 ⑤ 円 ⑥ 円

提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【設例】

- B国内で生じた利子
収入金額 2,000ユーロ
所得金額 2,000ユーロ
税額 200ユーロ
契約満了及び支払日 平成25年7月17日
(注)為替レートは全て110円/ユーロとしています。
- 給与所得 (全て国内勤務による所得)

○申告書B第一表 (平成25年分)
【収入金額等】

利子	①	220000
配当	②	
給与	③	714000
公的年金等	④	

【所得金額】

不動産	①	
利子	②	220000
配当	③	
給与	④	522600
雑	⑤	
総合課税・一時	⑥	
合	⑦	544600
雑増地除	⑧	

○申告書B第一表 (平成25年分)

【税金の計算】

課税される所得金額 (①-⑤)又は第二表	②⑥	2983000
上の②に対する税額又は第二表の②⑥	②⑦	200800
配当控除	②⑧	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	②⑨	
配偶等控除	②⑩	
住宅ローン等特別控除	②⑪	
住宅取得等特別控除	②⑫	
住宅等特別控除	②⑬	
差引所得税額 (②⑭-②⑮-②⑯-②⑰)	②⑱	200800
災害減免額	②⑲	
再差引所得税額 (基準所得税額)	②⑳	200800
復興特別所得税額 (②㉑×2.1%)	②㉒	4216
所得税及び復興特別所得税の額 (②㉓+②㉔)	②㉕	205016
外国税額控除 (区分1)	②㉖	8281
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	②㉗	182500
所得税及び復興特別所得税の標準納税額 (②㉘-②㉙)	②㉚	14200
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分)	②㉛	
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第2期分)	②㉜	
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第3期分)	②㉝	
還付される税金	②㉞	△

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	200,800円
所得総額	②	5,446,000円
外国所得総額	③	220,000円
控除限度額 (①×③/②)	④	8,111円

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額	⑤	4,216円
所得総額	⑥	5,446,000円
外国所得総額	⑦	220,000円
控除限度額 (⑤×⑦/⑥)	⑧	170円

5 外国所得税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算	控除余額	控除限度超過額
所得税 (3の④の金額)	① 8,111円	② (①-③) 円
復興特別所得税 (4の⑧の金額)	③ 170円	④ 道府県民税 (⑤+⑥-⑦)のいずれか少ない方の金額
道府県民税	⑤ 973円	⑥ 市町村民税
市町村民税	⑦ 1,459円	⑧ 市町村民税 (⑨×18%)
計 (①+③+⑤+⑦)	⑧ 10,713円	⑨ (②-⑧)のいずれか少ない方の金額
外国所得税額 (1の②の金額)	⑩ 22,000円	控除限度超過額 (⑩-⑧) 11,287円

6 外国税額控除の計算

所得税の控除限度額 (3の④の金額)	①	8,111円	復興特別法第14条第1項による控除税額 (②+③+④)のいずれか少ない方の金額	③	170円
復興特別所得税の控除限度額 (4の⑧の金額)	②	170円	税法第95条第2項による控除税額 (5の①)の金額	④	
外国所得税額 (1の②の金額)	③	22,000円	税法第95条第3項による控除税額 (5の②)の金額	⑤	
税法第95条第1項による控除税額 (③+④+⑤)のいずれか少ない方の金額	⑥	8,111円	控除税額 (⑥+⑦+⑧又は⑨)	⑦	8,281円

【記載例 2-1 : 控除余裕額を翌年に繰り越す場合】

○外国税額控除に関する明細書

外国税額控除に関する明細書 (書き方については、裏面を
読んでください。)

(平成24年分) 氏名 **国税 太郎**

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種	納付確定日	納付日	源泉・申告 (課税)の区分	所得の 計算期間	相手国での 課税標準	左に係る 外国所得税額
							(外貨)	(円)
計								0

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種	納付日	源泉・申告 (課税)の区分	所得の 計算期間	外国税額控除の計算 の基礎となった平均 減額された日	減額された 外国所得税額
						平成 年分	(円)
計						平成 年分	0

④の金額が⑤の金額より多い場合 (同じ金額の場合を含む。)
 ④ 円 - ⑤ 円 = ⑥ 0 円 → 5の「⑥」欄に記入

④の金額が⑤の金額より少ない場合
 ④ 円 - ⑤ 円 = ⑥ 円 → 2の「⑥」欄に記入

2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額	前年繰越額	④から控除すべき金額	② - ④
平成 年分 (3年前)			
平成 年分 (2年前)			
平成 年分 (前年)			
計			

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額
 ④に充当された前3年 雑所得の総収入金額に算入
 する金額 (② - ④) 円

○申告書B第一表 (平成24年分)

【収入金額等】

収入金額	利子	①	
	配当	②	
	雑	③	8390000
	公的年金等	④	
その他	⑤		

【所得金額】

所得金額	給与	⑥	6351000
	雑	⑦	
	総合課税・一時 ⑧	⑧	
	合計	⑨	6351000

3 控除限度額の計算

所得税額	①	331,900	2の①の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます (詳しくは、裏面を読んでください。)
所得総額	②	6,351,000	2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます (詳しくは、裏面を読んでください。)
国外所得総額	③	4,080,082	2の③の金額がある場合には、その金額を含めて計算した国外所得の合計額を書きます。
控除限度額 (①×③/②)	④	213,222	→ 4の「④」欄及び5の「⑤」欄に記載します。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算		控除限度超過額の計算	
控除税 (3の④の金額)	⑤	213,222	控除税 (⑤ - ⑥) ⑦
道府県民税 (⑤×12%)	⑧	25,586	道府県民税 ⑨
市町村民税 (⑤×18%)	⑩	38,379	市町村民税 ⑪
計 (⑤+⑧+⑩)	⑬	277,187	計 (⑨+⑪+⑬) ⑭
外国所得税額 (1の③の金額)	⑫	0	控除限度超過額 (⑬ - ⑫) ⑮

○申告書B第一表 (平成24年分)

【税金の計算】

税金の計算	課税される所得金額 (①-②)又は第三表上の③に対する税額又は第三表の④	②⑤	3797000
	配当控除	②⑥	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	②⑦	
	災害等寄附金等特別控除	②⑧	
	電子証明書等特別控除	②⑨	
	差引所得税額 (②⑤-②⑥-②⑦-②⑧-②⑨)	②⑩	331900
	災害減免額 (外国税額控除)	②⑪	0
	源泉徴収税額	②⑫	331900
	申告納税額 (②⑩-②⑪-②⑫)	②⑬	0
	予定納税額 (第1期分・第2期分)	②⑭	
第3期分の納める税金の総額	②⑮	0	

5 外国税額控除額の計算

控除限度額 (3の④の金額)	⑤	213,222	所法第95条第2項による控除税額 (4の①の金額)	⑧	
外国所得税額 (1の③の金額)	⑥	0	所法第95条第3項による控除税額 (4の②の金額)	⑨	
所法第95条第1項による控除税額 (⑤と⑥のいずれか少ない方の金額)	⑦	0	控除税 (⑧+⑨)	⑩	0

【設例】

1 平成24年中の給与の内訳

- ① 1月～5月 給与収入 3,000,000円
 - ② 6月～12月 給与収入 5,390,000円 (A国勤務による給与収入)
 - ③ 合計 8,390,000円 (給与所得: 6,351,000円)
- A国勤務による給与も含め、全て日本支店から支払われている。

2 納付税額

平成25年6月28日にA国の申告書を提出して納付。平成24年中に納付すべき外国所得税はない。

- (1) A国課税所得 49,000ユーロ (5,390,000円)
- (2) A国所得税 9,800ユーロ (1,078,000円)

3 控除限度額

(所得税額) 331,900円 × (国外所得総額) 4,080,082円 / (所得総額) 6,351,000円 = (控除限度額) 213,222円
 ※国外所得総額 = (給与所得の金額) 6,351,000円 × (1の②) 5,390,000円 / (1の③) 8,390,000円

4 外国税額控除

(外国所得税額) 0円 < (控除限度額) 213,222円 → (外国税額控除額) 0円

(注1) 為替レートは全て110円/ユーロとしています。

(注2) この設例【記載例2-1】は、平成24年分で控除余裕額の翌年繰越額を申告し、平成25年分で外国税額控除を適用する【記載例2-2】という前提で作成しています。

【記載例 2-2 : 前年分から繰り越された控除余裕額がある場合】

○外国税額控除に関する明細書

外国税額控除に関する明細書 (書き方については、様用の裏面を繰んでください。)
(平成25年分以降)

(平成25年分) 氏名 国税太郎

1 外国所得税額の内訳
○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
A国	給与	所得税	25.6.28	25.6.28	申告	24.1.1 - 24.12.31	(外貨 49,000円) (円換算 7,800円) (外貨 5,390,000円) (円換算 1,078,000円)	2,000円
計							5,390,000円	1,078,000円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額された外国所得税額
						平成 年分	(外貨) (円換算)
計						平成 年分	(外貨) (円換算)

提出用 (この明細書は、申告書と一緒に提出し)

④の金額が③の金額より多い場合 (同じ金額の場合を含む。)
 $④ 1,078,000円 - ③ 0円 = ⑤ 1,078,000円$ → 6の「④」欄

④の金額が③の金額より少ない場合
 $③ 0円 - ④ 1,078,000円 = ⑤ 0円$ → 2の「④」欄

2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額	前年繰越額	④から控除すべき金額	⑤ - ④
平成 年分(3年前)			
平成 年分(2年前)			
平成 年分(前年)			
計			

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額
 ①に充当された前3年以内の控除限度超過額
 ⑥ 雑所得の総収入金額

○申告書B第一表 (平成25年分)

【収入金額等】

入金配当	7140000
給与	
公的年金等	
雑収入	

【所得金額】

給与	5226000
雑収入	
合計	5226000

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額	178,800
所得総額	5,226,000
国外所得総額	0
控除限度額 (①×③/④)	0

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額	3,754
所得総額	5,226,000
国外所得総額	0
控除限度額 (⑤×⑥/⑦)	0

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算	
所得税 (③の金額)	所得 (④の金額)
控除限度額 (①の金額)	0
復興特別所得税 (⑤の金額)	0
道府県民税 (⑧の金額)	0
市町村民税 (⑨の金額)	0
合計 (⑧+⑨)	0
控除限度超過額 (①-④)	1,078,000

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細

年区分	控除余裕額	控除限度超過額
平成 年分		
平成 年分(3年前)		
平成 年分(2年前)		
平成 年分(前年)		
合計		

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額	0	復興増徴法第14条第1項による控除税額	0
復興特別所得税の控除限度額	0	所法第95条第2項による控除税額	213,222
外国所得税額	1,078,000	所法第95条第3項による控除税額	0
控除税額	0	控除税額	213,222

○申告書B第一表 (平成25年分)

【税金の計算】

課税される所得金額 (②-①)又は第三表上の②に対する税額又は第三表の②	2763000
配当控除	178800
特定増改修等	
住宅借入金等特別控除	
教育等給付金等特別控除	
住宅ローン特別控除	
災害減免額	
復興特別所得税額 (④×2.1%)	3754
所得税及び復興特別所得税の繰越控除額 (⑤+⑥)	182500
外国税額控除	213222
所得税及び復興特別所得税の繰越控除額 (⑤+⑥)	213168
所得税及び復興特別所得税の繰越控除額 (⑤+⑥)	213168

【設例】

- 平成25年中の給与の内訳
給与収入 7,140,000円 (給与所得: 5,226,000円) …… 全て国内勤務による所得
源泉徴収された給与所得に係る所得税及び復興特別所得税の額 182,500円
- 所得税の控除限度額
(所得税額) 178,800円 × (国外所得総額) 0円 / (所得総額) 5,226,000円 = (所得税の控除限度額) 0円
- 復興特別所得税の控除限度額
(復興特別所得税額) 3,754円 × (国外所得総額) 0円 / (所得総額) 5,226,000円 = (復興特別所得税の控除限度額) 0円
- 外国税額控除
○前年 (平成24年分) から繰り越された所得税の控除余裕額 213,222円
○平成25年6月28日納付外国所得税額 9,800ユーロ (1,078,000円)
○外国税額控除額
(所得税の控除余裕額) 213,222円 < (外国所得税額) 1,078,000円 → (外国税額控除額) 213,222円
(注) 為替レートは全て 110円/ユーロとしています。

【記載例3：減額外国所得税がある場合】

○外国税額控除に関する明細書

外国税額控除に関する明細書 (書き方については、様用の書き方を参考にしてください。)
(平成25年分以降用)

(平成25年分) 氏名 **国税太郎**

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
A国	利子	源泉所得税	25.4.16	25.4.16	源泉	25.1.1 25.12.31	220,000円	22,000円
計							220,000円	22,000円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった年分	減額された外国所得税額
A国	給与	所得税	24.4.17	申告	23.1.1 23.12.31	平成24年分	25.4.19	660,000円
計								660,000円

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【設例】
平成25年4月16日にA国で利子所得に係る外国所得税を納付。
平成25年4月19日に、平成24年4月17日に納付していた外国所得税額が減額される旨の通知を受けた。
なお、平成24年分の控除限度超過額が11,665円あった。

○申告書B第一表 (平成25年分)

【収入金額等】

利子	④	220,000
配当	⑤	
給与	⑥	714,000
公的年金等	⑦	
その他	⑧	162,335
計	⑨	607,235

【所得金額】

利子	④	220,000
配当	⑤	
給与	⑥	522,600
雑	⑦	
総合課税一時所得	⑧	
計	⑨	607,235

減額外国所得税に係る雑所得の金額を含めて記載します。

④の金額が⑥の金額より多い場合 (同じ金額の場合を含む。)

④ 220,000円 - ⑥ 22,000円 = ⑦ 198,000円 → 6の「⑦」欄に記載します。

④の金額が⑥の金額より少ない場合

③ 660,000円 - ④ 22,000円 = ⑦ 638,000円 → 2の「⑦」欄に記載します。

2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額	④ 前年繰越額	⑤ ④から控除すべき⑥の金額	⑦ ④ - ⑤
平成24年分(3年前)			
平成24年分(前年)	11,665	11,665	0
計		11,665	

本年中に納付する外国所得税額を越える減額外国所得税額

本年発生額 ① 638,000円 ② 11,665円 ③ 626,335円

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	294,300
所得総額	②	6,072,335
外国所得総額	③	846,335
控除限度額 (①×③/②)	④	41,018

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額	⑤	6,180
所得総額	⑥	6,072,335
外国所得総額	⑦	846,335
控除限度額 (⑤×⑦/⑥)	⑧	861

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の明細

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細	控除余裕額	控除限度超過額
所得税	①	②
道府県民税	③	④
市町村民税	⑤	⑥
計	⑦	⑧
外国所得税額	⑨	⑩
計	⑪	⑫

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額	⑬	41,018	復興特別法第14条第1項による控除税額	⑭	0
復興特別所得税の控除限度額	⑮	861	新法第95条第2項による控除税額	⑯	
外国所得税額	⑰	0	新法第95条第3項による控除税額	⑱	
新法第95条第1項による控除税額	⑲	0	雑税額	⑳	

○申告書B第一表 (平成25年分)

【税金の計算】

課税される所得金額	⑳	3,609,000
上の㉑に対する税額又は第三表の㉒	㉑	294,300
配当控除	㉒	
再差引所得税額 (基準所得税額)	㉓	294,300
復興特別所得税額 (㉓×2.1%)	㉔	6,180
所得税及び復興特別所得税の額	㉕	300,480
外国税額控除	㉖	0
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉗	18,250
所得税及び復興特別所得税の第1期分・第2期分	㉘	117,900
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	㉙	117,900
還付される税金	㉚	

(注) 為替レートは全て110円/ユーロとしています。